

令和8年度下関市中小企業制度融資一覧表(令和8年4月1日現在)

融 資 名	対象となる資金	用途	限 度 額	融 資 利 率(責任共有制度対象外)	保 証 料 率	融 資 期 間	償還方法	保証人・担保	取扱金融機関	
中小企業 事業資金融資	一般貸付	・中小企業者が必要とする資金	【運転】 【設備】 【併用】 1,500万円	年1.9%(年1.7%)	保証協会所定の率 市が保証料の30%を補助	【運転】 6年以内 (据置1年以内)	分割	原則法人代表者以外は不要	山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 商工組合中央金庫 信用組合広島商銀 の市内にある 本店・支店 *4	
	小規模企業サポート貸付	・小規模企業者が必要とする資金	【運転】 【設備】 【併用】 1,000万円	年1.6%(年1.4%)	※脱炭素・こども子育て支援に 資する貸付資金の場合、市が 保証料の100%を補助(市の 認定が必要)	【設備】 【併用】 10年以内 (据置1年以内)		必要により 徴求		
	新事業・海外販路貸付	・新事業分野へ進出するために必要とする資金 ・海外への販路開拓やその後の事業展開を行うために必要とする資金	運転	1,500万円	5年以内 年1.9% 5年超 年2.1%	—	5年以内 (据置6月以内)	一括		金融機関所定
			設備	2,000万円	※「下関地域商社*1」サービス利用の 登録をしている者については、貸付 利率から0.2%優遇		10年以内 (据置1年以内)			
大規模設備投資貸付	・工業用地の取得に必要とする資金 ・工業用地に設置する工場の建設に必要とする資金 ・商業団体が行う商店街共同施設の設置に必要とする資金	設備	1億円	5年以内 年1.9% 5年超 年2.1%	—	15年以内 (据置2年以内)				
起業資金融資	市内において、 ・新たに事業を開始しようとするもの ・開業した日(法人にあってはその設立の登記をした日)から 起算して5年未満の中小企業者に対して、必要とする資金	運転 設備	【運転】 800万円 【設備】 【併用】 1,500万円 (併用運転800 万円まで)	5年以内 年1.5%(年1.3%) 5年超 年1.7%(年1.5%) ※「特定創業支援等事業*2」修了者は 貸付利率から0.2%優遇 ※「創業支援カフェKARASTA*3」利用 者は貸付利率から0.1%優遇 (*2と*3は併用可能)	保証協会所定の率 市が保証料の100%を補助	6年以内 (据置1年以内) 10年以内 (据置1年6月以内)	月賦	原則法人代表者以外は不要 必要により 徴求		
中心市街地活性化 チャレンジ資金融資	出店・改修等貸付	中心市街地において小売業又は飲食等サービス業を ・空き店舗、空き家等で始めるために必要とする資金 ・営んでいる店舗の改修や店舗を中心市街地内で移転する ために必要とする資金 ・店舗と一体的な住居の新設又は改修を行うために必要とする 資金	【運転】 【設備】 【併用】 3,000万円	保証付 5年以内 年1.4%(年1.2%) 5年超 年1.6%(年1.4%) 保証無 5年以内 年1.6% 5年超 年1.8%	保証付は協会所定の率 市が保証料の100%を補助	【運転】 7年以内 (据置1年以内)	分割 一括	保証付は 原則法人代表 者以外は不要		
	まちづくり貸付	・中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上 を図る事業活動を行うにあたり必要とする資金	【運転】 【設備】 【併用】 1億円	5年以内 年1.6% 5年超 年1.8%	—	【設備】 【併用】 15年以内 (据置2年以内)		保証無は 金融機関所定		
中小企業体質強化特別融資(無担保)	・最近3か月間又は最近1年間の売上高、営業利益又は経常 利益が前年同期と比較して5%以上減少しているもの ・信用保証協会の保証対象業種であるものが必要とする資金	運転	3,000万円	年1.8%(年1.6%)	保証協会所定の率 市が保証料の30%を補助 ※当分の間、物価高騰等対応 による拡充あり(市が保証料 の100%を補助)	10年以内 (据置1年以内)	分割	原則法人代表者以外は不要 原則徴求 しない		
中小企業等経営安定化短期資金融資	・中小企業等が一時的に必要とする資金	運転	1企業 800万円 1組合 4,800万円	保証付 年1.9%(年1.7%) 保証無 年2.0%	保証付は協会所定の率 市が保証料の30%を補助	6月以内	月賦 一括	保証付は 原則法人代表 者以外は不要 保証無は 金融機関所定 必要により 徴求	山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 福岡銀行 西日本シティ銀行 商工組合中央金庫 信用組合広島商銀 の市内にある 本店・支店	

*1 下関地域商社とは、海外への販路開拓や拡大、進出を目指している市内中小企業者等に対し、「産・官・学・金」の各主体がノウハウを持ち寄り支援を行う疑似的な貿易商社 産業振興課工業係 TEL 232-7214
 *2 特定創業支援等事業とは、創業支援事業者により、経営・財務・人材育成・販路開拓について1か月以上にわたり、4回以上(創業塾の受講含む。)継続的に個別指導や経営指導を実施される事業 産業振興課スタートアップ推進室 TEL 231-1265
 *3 創業支援カフェKARASTAとは、創業相談、セミナー等の実施により、創業を支援する創業支援拠点施設 創業支援カフェKARASTA TEL 227-4747
 *4 「大規模設備投資貸付」の商店街に関する融資及び起業資金融資の「特定創業支援等事業」修了者に対する融資利率の優遇は、一部の金融機関のみ取扱い